

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳											郵便切手合計額	予納金	備考			
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円						
民事訴訟	通常訴訟	10					10	10	10					10	7700円	8000円 (※郵送費用を現金・電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。)	※左記の基本料金は、当事者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに2680円分追加 (内 訳) 500円4枚、110円4枚、50円4枚、10円4枚 【予納金の場合=3000円追加】 ※現金納付する場合は、訴状提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、岐阜地裁会計課まで持参、現金書留、または振り込みによる方法で納めてください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。	
民事調停	民事調停	2						20						20	3200円	3000円	当事者が1名増すごとに1600円分追加 (内 訳) 500円1枚、100円10枚、10円10枚 【予納金の場合=2000円追加】	
民事執行	担保不動産競売申立て (本庁に申し立てる場合)														0円	売却単位1個につき50万円 (共同住宅の場合は80万円) 売却単位が1個増えるごとに30万円加算 ※不動産多数等の大規模事件等については、上記によらず、別途予納金額を定める場合があります。	郵便切手は不要。必要に応じて予納金から支出します。	
	強制競売申立て														0円	売却単位1個につき50万円 (共同住宅の場合は80万円) 売却単位が1個増えるごとに30万円加算 ※不動産多数等の大規模事件等については、上記によらず、別途予納金額を定める場合があります。	郵便切手は不要。必要に応じて予納金から支出します。	
	債務名義に基づく債権差押え														3210円		券種の指定はありませんが次の通り使用します。 使用しやすい組合せて予納をお願いします。 当事者が複数の場合は該当する当事者の数分を追加してください。 目録の枚数によっては郵便切手を追加していただくことがあります。 命令正本送達分 180円(債権者分) 1,220円(債務者分) 1,290円(第三債務者分) 陳述書送付分 410円(裁判所送付分) 110円(債権者送付分) なお、陳述書送付分は第三債務者へ陳述催告を希望する場合のみです。	
	養育費等に基づく債権差押え 財産開示														3210円	0円	6000円(郵送費用)	同上
	情報取得														0円	5000円(郵送費用、第三者への報酬)	(預貯金の場合) 第三者1名追加ごとに3500円(報酬2000円と郵送費用1500円)を加算します。 (給与の場合) 第三者1名追加ごとに1500円(郵送費用)を加算します。 その他、110円切手を貼付した申立人宛ての返信用封筒(定型)を第三者の数分、提出してください。	
保全	債権仮差押	7					7		2					6	4430円		第三債務者が1名増すごとに1990円分(内訳:第三債務者特別送達料1290円、陳述書等返送料(書留)590円、陳述書債権者送付料(普通郵便)110円)追加 ※50g定型郵便(第三債務者への送達費用については100g定形外規格内)が基準となっているため、目録の枚数等により、郵便切手を追加していただくことがあります。	
	不動産仮差押・仮処分(処分禁止)	6					5		2					4	3690円		登記所が1か所増すごとに1250円(内訳:登記嘱託料(書留)590円、登記返送料(書留)660円)追加 ※50g定型郵便(登記所からの返送料は100g定形外規格内)が基準となっているため、目録の枚数や物件の数等により、郵便切手を追加していただくことがあります。	
	不動産仮処分(占有移転禁止)	4					4								2440円		※50g定型郵便が基準となっているため、目録の枚数や物件の数等により、郵便切手を追加していただくことがあります。	
保護命令	保護命令	2					5	10	3					10	2800円			
労働審判	労働審判	4							15	10				10	4350円	4000円	当事者が1名増すごとに1220円分追加 (内 訳) 500円2枚、100円2枚、10円2枚 【予納金の場合=1000円追加】	
その他手続	控訴	9					14		4		8	10		6500円	6000円	当事者が1名増すごとに2600円分追加 (内 訳) 500円4枚 110円4枚 20円5枚 10円6枚 【予納金の場合=2000円追加】		
	抗告	6					10		2		5	13		4430円	4000円	当事者が1名増すごとに2600円分追加 (内 訳) 500円4枚 110円4枚 20円5枚 10円6枚 【予納金の場合=2000円追加】		
	上告	4	6				8	6			10	7		5850円	5850円	当事者が1名増すごとに2450円分追加 (内 訳) 500円2枚 350円2枚 110円5枚 100円2枚 【予納金の場合=2450円追加】		

庁名岐阜地方裁判所本庁・管内支部

令和7年10月1日～

破産手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

		予納金	印紙	郵券	
破産	同時 廃止	自然人	11,859円 ※1	1,500円 ※2	110円×(債権者数×2+15)
	管財	自然人	40万円 ※3	1,500円 ※2	110円×(債権者数×2+債務者数+30) 10円×20 ※ 債権者数が50名を超えた場合には、 500円×10枚(10名増えるごとに+2枚)追加 ※5
		法人	60万円 ※3	1,000円	
		債権者 申立	(自然人、法人共通) 100万円 ※4	2万円	500円×10 100円×10 110円×(債権者数×2+債務者数+40) 10円×30 ※5

※1、2 免責みなし申立てをしない旨の意思表示がある場合 予納金4,816円、収入印紙1,000円

※3 負債額が1億円以上の場合、別表1のとおり。
少額管財(セット管財を含む)基準に該当する場合は、別表2のとおり

※4 負債額が1億円以上の場合、別表3のとおり

※5 支部においては、追加で郵券を納めていただく場合がありますので、窓口までお問い合わせください。

再生手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

		予納金	印紙	郵券
再生	通常 再生	◎負債額により以下のとおり ～1億円未満 200万円 1億～10億未満 250万円 10億～30億未満 300万円 30億～50億未満 350万円 50億～100億未満 500万円 100億～250億未満 900万円 250億～500億未満 1000万円 500億～1000億未満 1200万円 1,000億以上 1300万円以上	1万円	500円×10 180円×(債権者数×2+10) 100円×30 110円×30 10円×30
	個人 再生	(個人再生委員非選任) 13,744円 (個人再生委員選任) 233,744円	1万円	140円×(債権者数×2+5) 110円×5 10円×(債権者数×4+10) ※ 個人再生委員選任の場合には、 1,220円×2組を追加

別表1 自己破産申立における破産予納金基準額

負債総額	法人	自然人
1億円以上	800,000円	600,000円
3億円以上 10億円未満	1,000,000円	700,000円
10億円以上	1,500,000円	1,500,000円
30億円以上	2,000,000円	2,000,000円
50億円以上	3,000,000円	3,000,000円

別表2 少額管財又はセット管財における破産予納金基準額

	法人	自然人
少額管財	214,786円	215,499円
セット管財(少額管財基準該当)	214,786円	65,499円

※セット管財とは、法人及びその代表者を同時に申し立てる場合で少額管財基準に該当

別表3 債権者申立における破産予納金基準額

負債総額	法人	自然人
1億円以上 5億円未満	1,500,000円	1,200,000円
5億円以上 10億円未満	2,500,000円	2,000,000円
10億円以上	3,000,000円	2,400,000円

※ ただし、官報費用の改訂があった場合や保全申立て・否認権行使訴訟を必要とするものなどについては、追加予納が必要となる場合があります。